

改正概要説明書

国名： オーストラリア

法令名： 商標法

改正情報： 2019年2月25日登録

改正概要：

1. 定義規定に「好適な手段」を追加

・ 定義規定に、新設条項である書類提出手段(213A条)及び手数料納付手段(第223AA条)の規定において言及される「好適な手段」の定義を追加した(第6条)。

2. 出願内容の公開後の補正公告非対象の追加

・ 出願内容公開後の公告をしない補正の対象として、出願人の法人格への言及に関する補正を追加した(第65条(5))。

3. 不使用取消の時期的要件の変更

・ 商標の不使用取消請求のできる時期的要件を、登録後5年経過後から3年経過後に短縮した(第93条)。

4. 権利消尽の規定の新設

・ 商品商標の権利侵害について、侵害とならない例外として権利消尽する場合についての規定を新設した(第122A条)。

5. 不当な侵害警告についての規定の整備

・ 商標侵害について不当な警告を受けた者を救済するための訴訟について損害賠償額の評価方法を具体的に規定し(第129条(2A))、また警告者の責任免除規定を削除して(同条(5))、規定を整備した。

・ 併せて登録商標の単なる通知は不当な警告ではない旨の規定を追加した(第130A条)。

6. 差押通知に関する規定の明確化

・ 商標侵害品の税関による差押の通知について、電子的手段によることも可能とし、当事者又は代理人の情報の通知が守秘義務により不適切とならない条件を追加して規定を明確化した(第134条(1)、(3)(c)、(d)(ii))。

7. 商標弁護士法人の違法行為の起訴時期の追加

・ 商標弁護士法人の違法行為に対する刑事的措置について、起訴開始時期を違法行為から5年以内とする時期的制限規定を追加した(第157A条(9))。

8. 商標局への提出書類に関する規定の明確化

・ 商標局に書類を提出する手段に関する規定について、書類の提出に対する承認手段、書類の提出に対する登録官による指令、証拠の提出に対する登録官による指令の各規定を

追加して整備し、明確化した(第 213 条, 第 213A 条, 第 213B 条, 第 213C 条)。

9. 登録官による通知の規定の追加

・本法に基づく登録官による通知について、電子的手段を含む通信手段による通知の要件についての規定を追加した(第 214A 条)。

10. コンピュータによる意思決定の規定の新設

・登録官の職務について、コンピュータプログラムを使用して行うことができる旨及びその目的と条件を明記した規定を新設した(第 222A 条)。

11. 手数料に関する規定の整備

・手数料について、変更、納付手段、公告等の規定を整備した(第 223 条(2A)(2B)(2C), 第 223AA 条)。

12. 指定管理人による情報開示の規定の追加

・指定管理人が開示できる個人情報についての規定を追加した(第 229AA 条)。

13. 登録された商標弁護士の情報の公告の規定の追加

・登録商標弁護士の個人情報の公告について、公告する事項及び方法の規定を追加した(第 229B 条)。

14. 規則制定事項に関する規定の明確化

・商標規則において規定できる事項について、提出要件及び承認様式に関する規定を追加して明確化した(第 231 条)。

改正内容：

・ **第 6 条**

(1)において、「好適な手段」が定義された。

・ **第 65 条**

(8)は新設項である。

・ **第 93 条**

不使用取消申請の時期的要件が明確化された。

・ **第 122A 条, 第 130A 条, 第 213A 条, 第 213B 条, 第 213C 条, 第 214A 条, 第 222A 条, 第 223AA 条, 第 229AA 条, 第 229B 条**

新設条文である。

・ **第 129 条**

(2A)は新設項である。(5)は削除された。

・ **第 134 条**

差押通知に関して明確化された。

・ **第 157A 条**

(9)は新設項である。

・ **第 213 条**

書類の提出に関して明確化された。

・ **第 223 条**

(2A)-(2C)は新設項である。

・ **第 231 条**

規則による規定項目が明確化された。